都市計画税の使途について

都市計画税は、地方税法第702条の規定により、都市計画法に基づいて行う都市計画事業や 土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てることを目的とした目的 税です。

平成30年度一般会計当初予算における使途状況は、次のとおりです。

(歳入) 都市計画税

605,800 千円

(歳出) 都市計画事業費等に要する経費

1,783,239 千円

(単位:千円)

事業区分		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	都市計画税	その他
都市計画事業費等	街路費	885,868	244,816	462,900	11,095	105,234	61,823
	公園費	45,001	0	0	990	27,724	16,287
	下水道費	321,420	0	0	0	202,471	118,949
	区画整理費等	85,273	0	0	746	53,246	31,281
	公債費	262,047	0	0	0	165,070	96,977
	その他	183,630	36,094	64,900	0	52,055	30,581
	合計	1,783,239	280,910	527,800	12,831	605,800	355,898